

## フクシマエコテッククリーンセンターの活用に関する Q&A

**Q 地震などで堰堤が崩れて、廃棄物が流出することはありませんか？**

A エコテック処分場は、深度 20m 以上におよぶ強固な岩盤の上に設置されています。東日本大震災による処分場内の主要施設に被害はありませんでした。今回の埋立処分計画について、様々な厳しい条件を設定した上で、埋立法面の安定計算を行い、安定性が確保されていることを確認しています。埋立に当たっては、既存の廃棄物層の支持力を面的に丁寧に確認し、必要な場合にはセメント混合改良を行うなどの対策を講じます。

**Q 産業廃棄物を処分するための通常の処分場ではなく、コンクリート構造の処分場で処分すべきではないですか？**

A 10 万 Bq/kg を超える汚染廃棄物を処分する場合には、コンクリート壁で囲んだ構造の処分場を使用することとしています。  
エコテックで埋立処分する 10 万 Bq/kg 以下の廃棄物は、原子力施設から排出される放射性廃棄物においても、素掘りの溝での処分（トレンチ処分）が可能な濃度のものであり、通常の管理型処分場を使用して安全に処分することができます。

**Q 10 万 Bq/kg 以下の廃棄物を埋め立てても、危険ではないですか？**

A 今回のエコテックにおける埋立処分において、例えば、上流部の敷地境界線上の空間線量率の増加は、埋立作業の実施中で  $0.0073 \mu\text{Sv/h}$  程度（現在の空間線量率は  $0.75 \mu\text{Sv/h}$  程度）と推計され、周辺公衆の追加被ばく線量の目安である  $1\text{mSv/年}$  を大きく下回ります。粉じんの吸入や地下水の利用を考慮した評価においても、同様の結果を得ています。

**Q 国がエコテックを買い取って、国の責任で埋立処分を行うべきではないですか？**

A 特定廃棄物の埋立処分は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国の事務とされており、エコテックを活用した埋立処分は、国の事業として国が責任を持って行います。

環境省は、現地責任者を常駐させ、環境省が作成した計画や実施要綱に基づき、適切に埋立処分や施設の管理が行われることを確保します。

万一、第三者に損害が発生した場合には、国が責任を負います。

Q 遮水シートの耐久性に問題はありませんか？ また、放射線による遮水シートへの影響はありませんか？

A 遮水シートは、遮光マットを敷設するなど適切に管理した場合、100年程度は遮水機能を維持することができるという評価されています。また、遮水シートに到達する放射線量は、遮水シートを保護する土壌層で減衰し、一般環境中の放射線量と同程度になるため、影響はほとんどないと考えられます。

Q 遮水シートが破損した場合、地下水が汚染されて被ばくすることはありませんか？

A 遮水シートの破損が検知された場合は、速やかに補修します。処分場の底面に遮水シート及び岩盤がまったくないという条件で地下水経路の被ばく線量を評価した場合でも、追加被ばく線量は最大  $0.27 \mu\text{Sv}/\text{年}$  となり、周辺公衆の追加被ばく線量の目安を大きく下回ります。

Q 周辺環境のモニタリングは十分に行われますか？

A 従来の管理型処分場としての環境モニタリングに加え、空間線量率（モニタリングポストによる連続測定も含む）や放流水の放射能濃度などのモニタリングを行います。また、河川に放流される地下水の放射能濃度と、処分場の空気中放射能濃度を連続的に測定し、監視します。

Q 運搬ルートはどこを使用するのですか。廃棄物から粉じんが飛散して、道路が汚染されませんか？

A 運搬ルートは、住宅街等や狭い道路を極力避けるとともに、通勤通学時間帯を避けて運搬します。運搬する廃棄物は、フレコンバックに収容し、遮水シートで覆うなど、飛散防止対策を講じます。運搬経路の近傍で、定期的に大気中の浮遊粉じんをモニタリングするなど、周辺環境が汚染されないよう監視します。

Q エコテックは放射線量が比較的低い地域にあるので、汚染廃棄物の最終処分場とするのは不適切ではないですか？

A 復興のためには、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要です。10万 Bq/kg 以下の廃棄物は既設の管理型最終処分場で安全に処分できます。このため、大量の汚染廃棄物が発生している双葉郡にあり、十分な容量のあるエコテックを活用して速やかに処分したいと考えています。